

大分大学医学部附属病院栄養サポートチーム細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程(平成16年医学部規程第1-22号)第16条の規定に基づき、栄養サポートチーム(以下「NST」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 NSTは、本院における栄養管理を必要とする患者に対し、高度な栄養管理をチーム医療として実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 栄養評価・栄養管理の必要性の判定に関すること。
- (2) 適切な栄養管理計画の指導・提言に関すること。
- (3) 栄養管理に伴う合併症の予防・早期発見・治療に関すること。
- (4) 栄養管理に係る情報提供に関すること。
- (5) 栄養管理の新しい知識の修得・普及に関すること。
- (6) 患者の早期退院・社会復帰の補助に関すること。
- (7) その他栄養サポートに関すること。

(組織)

第3条 NSTは、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) NSTに関係する診療科及び中央診療施設から選出された医師 若干人
- (2) 薬剤師 若干人
- (3) 医療技術部臨床検査部門臨床検査技師 1人
- (4) 管理栄養士 若干人
- (5) 看護師 若干人
- (6) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項各号の職員は、病院長が指名する。

(代表)

第4条 NSTに、代表を置く。

- 2 代表は、第3条第1項第1号の構成員のうちから病院長が指名する。
- 3 代表は、必要に応じてNSTを招集する。
- 4 代表は、NSTに関する業務の状況及び検討結果等を必要に応じて病院長に報告し、意見を具申する。
- 5 代表に事故があるときは、あらかじめ代表の指名する構成員がその職務を代行する。

(各診療科等の協力体制及びNST協力者)

第5条 各診療科及び中央診療施設等は、NSTの円滑な業務遂行のために、受入体制を整えるものとする。

2 代表は、NSTの業務を補助するNST協力者の推薦を各病棟に依頼する。

(事務)

第6条 NSTの事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、NSTに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第4-21号)

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 第3条第1項に規定する構成員は、この細則の施行日の前日にNSTの構成員として指名されているものをもって充てる。

- 3 大分大学医学部附属病院栄養サポートチーム要項（平成17年6月22日制定）は、廃止する。